

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での附加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、以下の項目について積極的に取り組みます。

- **企業間の連携（オープンイノベーション等）**

大学・研究機関、スタートアップ、専門事業者等との連携を通じ、メンタルヘルス・ウェルビーイング分野を含む新たなサービス・事業創出を推進します。

- **IT実装支援**

デジタルツールやデータ活用を通じ、取引先の業務効率化、サービス高度化、データに基づく意思決定を支援します。

- **専門人材マッチング**

心理・医療・人事・IT等の専門人材との連携を促進し、取引先の課題解決および人材育成を支援します。

- **健康経営に関する取組**

健康経営・ウェルビーイングに関する知見やプログラムを提供し、取引先とともに従業員の心身の健康増進および生産性向上に取り組みます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等は求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当社は、直接の取引先にとどまらず、サプライチェーン全体におけるウェルビーイング向上と持続的成長を目指し、パートナーシップ構築宣言の趣旨や取組内容の共有・普及に努めます。また、事業活動を通じて得られた知見や成果を、取引先と共有することで、長期的な信頼関係の構築を図ります。

2025年12月12日

株式会社TMコンサルティング  
代表取締役 増井 稔樹